

彦根市請負工事成績評定実施要領

(目的)

第1条 この要領は、彦根市が所掌する請負工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定および指導育成を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、彦根市が発注する請負工事とする。ただし、修繕工事等の小規模工事および緊急に行う工事等、通常の施工管理手順によることが適当でないと認めるものについては、この要領による評定を省略することができる。

(評定の時期)

第3条 評定の時期は、検査員にあつては検査の都度、監督職員にあつては工事の完成の時とする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査員および監督職員とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、監督または検査により確認した事項に基づき、工事ごと、評定者ごとに独立して適正かつ公正に行うものとする。

- 2 当初請負金額が500万円以上の工事については、原則として別表第1の標準型考査項目別運用表により評定することとし、工事成績の採点は、工事成績採点表〔しゅん工・中間〕（別記様式第1号）により行うものとする。
- 3 当初請負金額500万円未満の工事および施設等の維持・修繕的工事については、別表第2の考査基準表により評定することとし、工事成績の採点は、工事成績採点表〔しゅん工〕（別記様式第2号）により行うものとする。
- 4 評定は、工事のしゅん工検査、一部しゅん工検査または中間検査のとき、それぞれ行うものとする。ただし、しゅん工検査の評定に当たっては、一部しゅん工検査または中間検査で行った評定を勘案した総合評定で行うものとする。
- 5 第2項の評定に当たっては、別に定める「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。また、工事における工事特性、創意工夫および社会性等に関しては、請負人が当該工事における実施状況を申請できるものとし、申請のあった場合はこれも考慮するものとする。
- 6 評定結果は、工事成績評定表（別記様式第3号）に記録するものとする。

(評定結果の報告)

第6条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、工事成績評定表を契約監理室長に提出するものとする。

(評定点の通知)

第7条 契約監理室長は、評定者から工事成績評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の請負人に対し、評定の結果を請負工事成績評定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 契約監理室長は、評定の結果を通知した後、評定を修正する必要があると認める場合は、評定を修正し、その結果を当該工事の請負人に通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 第7条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、契約監理室長または工事担当課長に評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 契約監理室長または工事担当課長は、前項による説明を求められた場合は、速やかに工事成績評定に係る説明書（別記様式第5号）により回答するものとする。
- 3 契約監理室長または工事担当課長は、前項の回答をする場合は、必要に応じ彦根市建設工事等契約審査委員会に意見を求めることができる。

付 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度に発注する請負工事から適用する。
- 2 彦根市請負工事成績評定実施要領（平成11年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 第7条の評定点通知対象工事は、当分の間、第5条第2項により評定した工事とする。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度に発注する請負工事から適用する。なお、令和2年度までに発注した請負工事については、従前の例による。